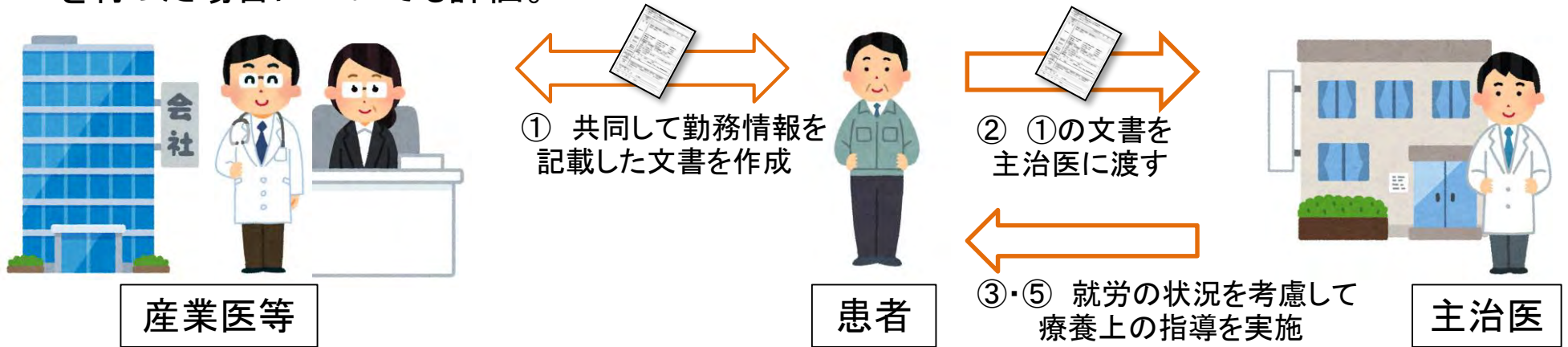


療養・就労両立支援指導料

- 療養・就労両立支援指導料について、企業と患者が共同で作成した勤務情報を記載した文書に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行った場合についても評価。



療養・就労両立支援指導料(3月に限る)

1 初回	800点
2 2回目以降	400点
相談支援加算	50点

療養・就労両立支援指導料

対象患者及び連携先

- 療養・就労両立支援指導料について、両立支援をより充実させるよう、令和2年度改定において以下の見直しを行った。
 - ◆ 対象となる疾患に脳血管疾患、肝疾患、指定難病を追加
 - ◆ 対象となる企業側の連携先に、患者が勤務する事業場において、選任されている総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び労働者の健康管理等を行う保健師を追加

相談支援加算の創設

- 令和2年度改定において、当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合の評価を新設した。

療養・就労両立支援指導料
(新) 相談支援加算 50点

[相談支援加算の算定要件]

当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

[相談支援加算の施設基準]

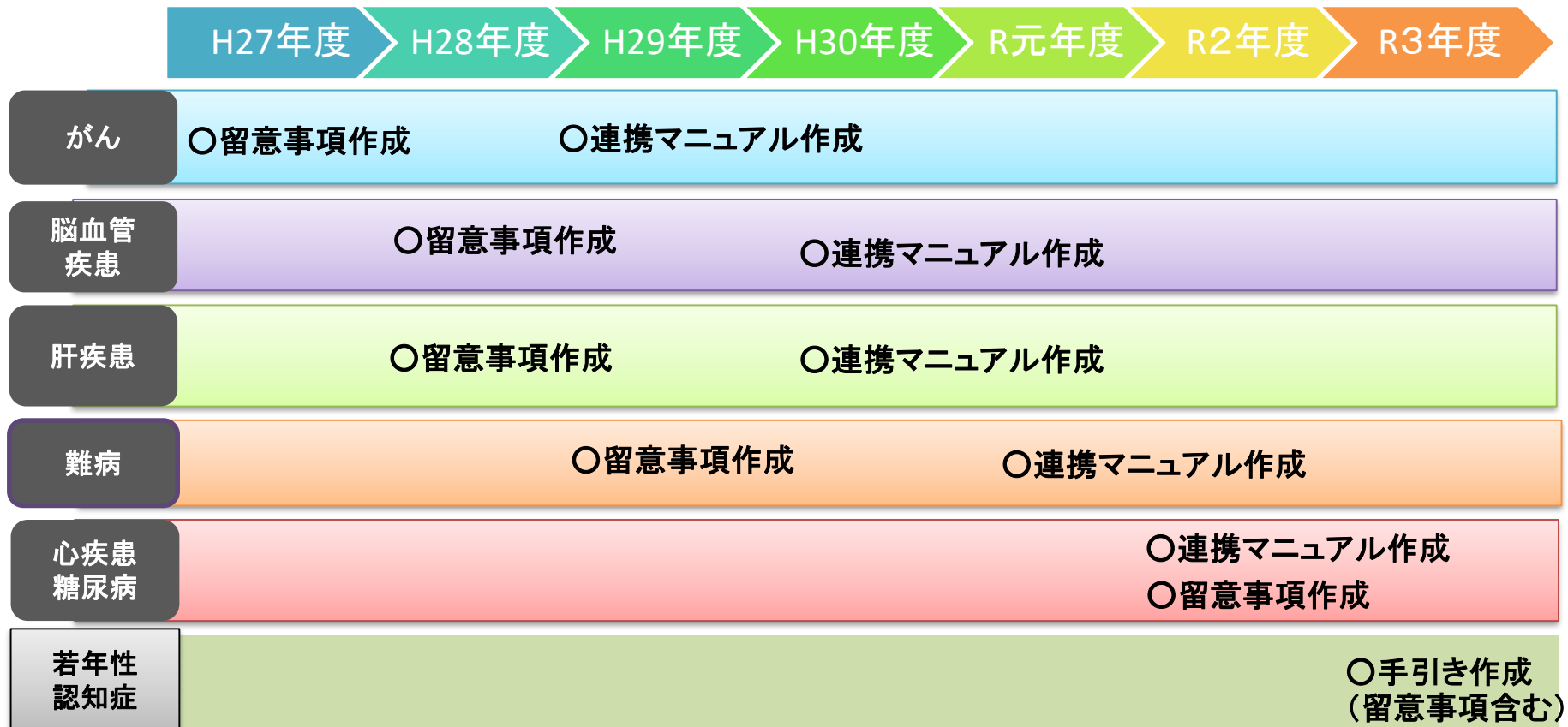
専任の看護師又は社会福祉士を配置していること。専任の看護師又は社会福祉士については、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了していること。



両立支援ガイドライン・手引きについて

- 令和2年度改定以後、企業・医療機関連携マニュアルに心疾患、糖尿病の事例が追加された。
- 両立支援ガイドラインの参考資料にも、心疾患、糖尿病の治療と仕事の両立支援に当たり特に留意すべき事項(治療や症状に応じた配慮事項等)が示されている。
- 若年性認知症については、令和3年度中に若年性認知症の治療と仕事の両立に当たり特に留意すべき事項(治療や症状に応じた配慮事項等)等を示した手引きが策定される予定である。

両立支援ガイドライン・手引き 疾患別留意事項等作成(イメージ)



労働者の健康に係る業務を担当する者

- 産業医が選任されていない事業場においても、労働者の健康に係る業務を担当する者が選任されている場合があり、治療と仕事の両立支援に關与する産業医以外の者が診療情報の提供先となり得る。
- 令和2年度改定において、産業医以外に保健師、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者が診療情報の提供先として認められた。

労働安全衛生法に位置づけられている労働者の健康に係る業務を担当する者

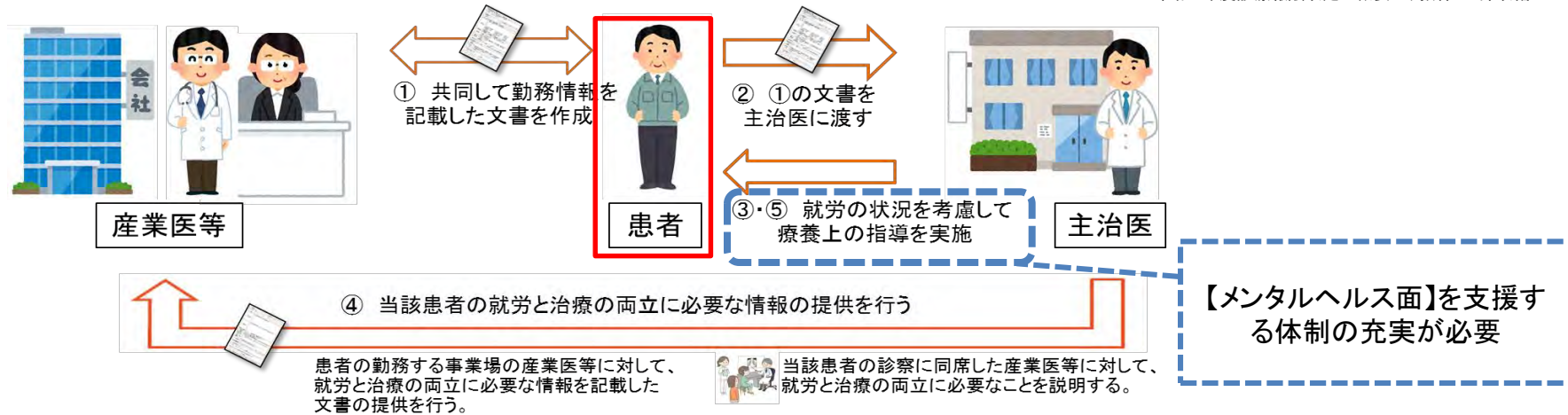
職種	選任すべき事業場/主な業務内容
産業医 (労働安全衛生法第13条)	常時50人以上の労働者を使用する事業場
	健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置 等
保健師 (労働安全衛生法第13条の2)	選任に特段の定めはない
	労働者の健康管理、保健指導 等
総括安全衛生管理者 (労働安全衛生法第10条)	常時100人～1000人以上の労働者を使用する事業場 (業種により選任すべき事業場の規模が異なる)
	以下の業務を統括管理すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること 等
衛生管理者 (労働安全衛生法第12条)	常時50人以上の労働者を使用する事業場
	総括安全衛生管理者の統括管理する業務のうち衛生に係る技術的事項を管理すること
安全衛生推進者 (労働安全衛生法第12条の2)	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場
	総括安全衛生管理者の統括管理する以下の業務を担当すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること 等
衛生推進者 (労働安全衛生法第12条の2)	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち、安全衛生推進者を選任する必要がない業種(金融・広告業、映画・演劇業、教育・研究業、保健衛生業等)
	安全衛生推進者の業務のうち、衛生に係る業務を担当すること

療養・就労両立支援指導料における企業側の連携先

治療と仕事の両立支援の充実

○ 治療と仕事の両立のための支援には、心理的不安や病状の経過に伴う心理的影響などのメンタルヘルス面を支援する更なる体制の充実を図ることが重要であり、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」においても位置づけられている。

※令和2年度診療報酬改定の概要より抜粋・一部改編



事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(抄)

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

このガイドラインは、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000780068.pdf>

- 治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指すため、働き方改革実行計画に基づき、会社の意識改革と受け入れ態勢の整備などの取り組みが行われている。
- 事業場における治療と仕事の両立支援については、事業場向けのガイドラインが作成されている(令和3年3月最終改訂)
- ガイドラインには、「メンタルヘルス面への配慮」「両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性」が明記されている。

療養・就労両立支援に係る課題(小括)

- ・ 日本の労働人口のうち、約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、厚生労働省では、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン等を作成し、普及促進を行っている。
- ・ 令和2年度改定以後に、企業・医療機関連携マニュアルに心疾患、糖尿病の事例が追加された。
- ・ 両立支援ガイドラインの参考資料にも、心疾患、糖尿病の治療と仕事の両立支援に当たり特に留意すべき事項(治療や症状に応じた配慮事項等)が示されており、さらに、令和3年度中には、若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引きが策定される予定である。
- ・ 衛生推進者(労働安全衛生法第12条の2)が労働者の健康に係る業務を担当する者として選任されている場合があり、治療と仕事の両立支援において診療情報の提供先となり得るが、療養・就労両立支援指導料の評価の対象となっていない。
- ・ 治療と仕事の両立のための支援には、心理的不安や病状の経過に伴う心理的影響などのメンタルヘルス面のサポートや、両立支援にかかわる関係者間の連携が含まれている。
- ・ 現行の療養・就労両立支援指導料の相談支援加算の対象となる職種は看護師又は社会福祉士となっているが、両立支援コーディネーター基礎研修の受講を修了している公認心理師や精神保健福祉士も出てきている。